



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

銀座事務所 〒104-0061

東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階

TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

<http://www.supt.jp/>

“Win Win World”

取引先が倒産！！・・・まさかに備えて

最近発表されている上場企業の平成 22 年 3 月期決算は軒並み好決算の報道がされていますが、中小企業にとってはまだまだ不況の状態が続いているように感じます。そのような状況の中、突然取引先が倒産となった場合、中小企業にとって経営に与える影響は計り知れません。

取引先が倒産したとき、その取引先への債権はほとんど回収することができません。その場合、入金予定が無くなりますので、当然事業の資金繰りに影響を及ぼします。

こんな時の銀行頼みですが、金融機関などから資金調達をしようにも、担保・保証人などを考えなければならず、また、これらを揃えたとしても確実に借入できる保証はありません。

このような場合のために、取引先が倒産した際、無利子・無担保・無保証人で資金を借りることができる制度が存在しています。この制度は、「中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)」といいます。

中小企業倒産防止共済制度では、中小企業者が共済契約者となり掛金を積み立て、取引先が倒産した場合などの事由により、共済契約者が積み立てている掛金の総額の 10 倍を上限に無利子・無担保・無保証人で資金を借りることができます。

現在、積み立てられる掛金は 320 万円が上限であるため、借りることができる上限は掛金の 10 倍である 3,200 万円です。しかし、近年の金融危機から続く不況に対応して、掛金及び借入額の上限を引き上げるよう法改正がされました。法改正後の上限額は、掛金が 800 万円、借入額は 8,000 万円です。

なお、掛金は積み立て時に全額経費になります。こちらも平成 22 年税制改正が行われ、掛金の上限が改正されたことにより、800 万円まで経費とすることが可能となります。

他方、破産手続きなどの法的整理に該当しない取引先の「夜逃げ」の場合は借入ができないなど貸付条件に注意が必要です。また、貸付を受けた際には、借入額の 1/10 相当額が積み立てた掛金から控除されるなど留意すべき点がありますので、詳細はホームページ・パンフレット等でご確認ください。

期限切れ欠損金が使えない！？

長引く不況により子会社の整理や投資のためのビークルとして使用していた S P C などの解散・清算などが昨年から多くなっています。旧法人税法では会社の清算では財産課税が行われていましたが、平成 22 年 10 月 1 日以後に解散した法人については、清算中も通常の事業年度と同様に所得課税が行われることとなり、旧法と新法で税負担が異なるという問題が生じています。

財産課税とは「残余財産額」から「解散時の資本金等の額と利益積立金額等の合計額」を控除した金額に対して課税する方式です。つまり会社の資産・負債を整理して残った財産額が、当初投資した資本金と過去に課税された儲けを超える金額があれば最後に課税しますということです。

今までは、会社の整理に際して含み益のある資産を譲渡した場合、解散前であれば所得課税ですから譲渡益が青色申告の繰越欠損金を超える部分は課税されることとなります。解散後であれば財産課税方式となりますので過去に期限切れとなってしまった欠損金部分も使用できるため同じ経済取引であっても時期の選択により課税額が異なる可能性が生じていました。

今回の改正にあたり、期限切れの欠損金の取り扱いについても変更が行われ、清算中の事業年度末において残余財産がないと見込まれるときは、損金算入を認めることとなりました。すなわち実質債務超過であることが使用の条件となっています。含み益のある資産により実質債務超過の状態でない場合においては、期限切れの欠損金の使用ができません。

含み益があり残余財産があるケースは稀かもしれませんが、債務免除を受けることはよくあることかと思えます。会社清算に際し、青色申告の繰越欠損金を超える債務免除をすることになる場合には、旧法と新法で税負担が異なる結果となるかもしれませんので、清算スケジュールについても検討したほうがよいと思われます。

改正による具体的取り扱いには、まだ不透明な部分も多く「実質債務超過」を判断する際の「処分価格」の解釈についても明文化されていません。今後の国税からの情報に発信に注意したいところです。